	. T	चह ।		1 15			D /		1						畨	笡	爭	. 14	5	崇										
関	.	4º (		平			号(	,							. *														平成22年1	
連	- 1	平		年			号 (	)				•																	東京地表	
事		平		年			号 (	)																					東京第五検察署	審查会
14	1	平		年			号.(	)										-										·	追番号 (■	)
			受	理	事	F	項					· 手	粉	危	事 項			,					議	•.	决 .		事	項		
(1	) E	任名					性別等		(6)	1	受	理	平	成		年	月		Ė	起	<u>!</u>	訴		相	当			審査の対象とな	る不起訴処分そ	
被							男・・コ		審	2	第1回	回審查会議期	日平	成		年	月		日	不	:	起	訴	不	当				ない (法2条1項1	
疑							女・・2		查		義	决	平	成		年	月		日			起新	F.	猶	予			号)		
者					7		法 人 3			審查	期間	$1\sim3$			年		月·	日	間 (8	8) 7	不	法令上刑を	を免り	余すべき	場合	(8)	申	申立権がない(	<b>計20条</b> )	
(2									期	(準	肅)	$1\sim 2$			年		月	日	間	- 1	_ [	<b>能趴久此</b> 时!	自(告)	ナリンズ よき	Ad- DZ	167	1	中立権がない	压30条)	
事				1			被與	事件	間	(実)	質審査	$(2 \sim 3)$			年	. 月		日	間	A		訴訟条件は身 事件が罪とな				1		申立代理人に代	理権がない	
件名		(	100					)		-			審	查 会	· 議 · ·	• 1		回 (1	)	1	_	確であるか.	犯罪			H		同一事件につい	て再度の申立て	1
	F	立	T .			•	• • • 1			会	審	査会による								"	"	でない					立	がなされた(法		
(3)	暗	<b>雄</b>					2								り間・・				) 3	茂   本	1	訴訟条件は身	目借1	ナいるが	24: 127.	識		同一理由の不起	訴処分に対する	
受		蜡	緒						(7)	議		<del></del>	記針	录調子	査等 (在)	宁)		D (	)	1		事件の罪とな				H	1	申立て (法41条		
理		盽	立権	なき	者の申	立	τ··· a				小文	5員会によ	る実	地見	.分· ·			<b>(</b>	)	Ī	<b>当</b>	である				I				
		投	·				· · · · b			等			所	在尋	問・・			回(	)			訴訟条件をク	欠く				却	申立てが書面に た(法31条,施		
区				-			• • • • •				[	国 数 計						回	_ ×	į.		申立ての取っ	下げが	あった		決		TO (IZOT)C, WE		
分		_					· · · · d		審						官・・・			人	"	1		審査申立人だ				1	1	申立書の記載が		
-		-					3			āil	. J	、 等 の-	1		人 · ·			人		1	_ [	申立てをした なった	た法人	が存続し	なく		-	かつ、補正でき	ない (法31条,	
(4)							$\cdots 1$								者・・			人			-	·				4	r	施行令18条)		
原							2			延	^	人員	証		人・・					1	1	当該事件につ	ついて	公訴の提	起又			申立てが単に不	起訴処分の理由	
不		.  ""		5			4		查				一	己	者・・	•			[2	Σ	1	は刑訴法266 の決定があっ	余2号った	による付	番判	区		の当否を争うに		
起	'	1	- 0.	- /			5			公務	所	等照会回数	女			•					_			-		-				
訴	-t						• • • 1						-			-			回	1	- 1	職権審査開始	冶後次	の事由が	半11月			管轄検察審査会	以外の検察審査	
処							2		:	証人	召	喚請 求 回 数	女						回			した				1	移	会に審査の申立	てがあった (法	
分	- 1						3		Ø.				21	中求	平成	白	E	A A	日夕	} t	n	(イ) 審査 訴処分		象となる	不起	分	13	30条, 施行令21	条)	
-	氏	名				_	性別等	1		不起.	訴託	!録の取寄す	3	理			年	月	B	1				だし書該	当	1"				
(5)							男・・1		-			-							T	1	,			に関する	実体		送		て2個の管轄検察	
(5)							女・・2			審査	補助	員延べ出頭	数						ā	1	1	的議決 (二) 管転				1.		審査会に審査の		
	L						法 人 3		経		-								21						, ·	1		(ME11   120 X 21)	ζ)	
申		1				•	1												. "			1		*:	A					L
	Ĭ		発人・ 求をし	· ·	¥	• •	2			136																				
立			事者				4			備													*							
	枯	4 1					5		過														•							
1	L	申	立権な	き者			• • • • 6			考																				
1	弁	1	支 士	K	:		5 A																							

(最刑一)

年

送				7:		).																x - x				平成22年1月
連	1		年		; (	)								-												東京地裁管
事	1		年	号	} (	)																				東京第五検察審査
件	平	<u> </u>	年	号	; (	)													70							追番号 (
		受	理	事	項					· 手	*	売	事	項					T		議		決		事	
(1	氏:	名			性別等		(6)	1 受	1.	理	平	Б	え (	4	丰	1	7		3	起	訴	相	当		T	審査の対象となる不起訴処分そ
被					男・・	1	sda	2 第	第1回	審査会議期	日平	F.	戈		年	J.	3		3	不	起 訴	不,	当			のものが存在しない(法2条1項1
疑					女・・	2	曲	3 誰	£	決	平	Б	龙		年	J.	1		3		起 訴	猶	子		1	号)
者	1				法人	3	査	審查期	間	1~3				年		月		B	1	不	法令上刑を免	除すべき	場合	H	申	
(2			CHILDREN.	MBY NA			期	(準備	盲)	$1\sim2$				年		月		8 1	(8)		1 2 71 2 70	, , ,	****	(8)		申立権がない (法30条)
事					被吳	を事件	間	(実質	審查	2~3				年	F			B F		声	②  訴訟条件は具備   事件が罪となるが	しているが	被疑			申立代理人に代理権がない
件名		(				)		1			来	杏台	全 雜	•			回	-	4		確であるか 初島			ll		
	_	立て・						숲	審了	を会によ.	1000				1				,	訓	でない				立	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
(3)	職	権 • •			;	2		7.7	-		1								韼	t t	1 acas & (d. ) B (tt.)		Liber	議		
受		端緒					(7)	議			_			(在方			回		-	115	訴訟条件は具備し 事件の罪となら	しているが	破疑			同一理由の不起訴処分に対する 申立て(法41条の8)
理		申立権7	なき者の	申立て			,		小委	員会によ							一			业			.21hE			
理		投書·			1		•	等			所	在考	專問				□		1		訴訟条件を欠く	·		H	却	申立てが書面によらないでされ
区		マスコ	ミの報道	道・・						数計							回		1		申立ての取下げた	があった		H		た (法31条, 施行令18条)
分		- ,				1	審				検	察	官		•			人	一決	1 .	審査申立人が死し	L. VII	審查	决		申立書の記載が著しく不備で,
	移	送・・・						証	人	等の	申	立	人		•	- 18 1		人		審	申立てをした法人			I		かつ、補正できない(法31条、
(4)				• • • •	• • • • 1						被	疑	者		•			人			なった				下	施行令18条)
原	理	嫌疑不-			• • • 2			延	~	人 員	証		人		•			人		杳	当該事件について	て公訴の提	起又			
不	rts	嫌疑なし			• • • §		查				助	言	者	•	•			人	区		は刑訴法266条2号			区		申立てが単に不起訴処分の理由
起	Щ	罪となり	) J · ·					公務	所等	照会回	女										の決定があった					336647107632
訴	14	検事・		• • •							_								1	打	N 100		luter .			<b>你转</b> 检查查未入以从 5 14 0 14 0 14 0 14 1
処		副検事・					-	証人	召唆	自請求回	女								1		職権審査開始後とした	ての事田が	判明			管轄検察審査会以外の検察審査 会に審査の申立てがあった(法
分		検察事務	ち官・・		9		の					t -1:	+ 17	成	E	E 6	H			切	(イ) 審査の対	対象となる	不起		移	30条, 施行令21条)
	氏名		- H		性別等			不起	訴記	録の取寄っ	J- 1	19 球				午	Н	E E	1		訴処分の不   (ロ) 法30条だ	存在 こだし書該と	4	分		
	101				男・・1		ŀ				-   - 3		E T	IIX		4	) A		-		(ハ) 同一事件	‡に関する?			送	同一事件について2個の管轄検察
(5)					女 · · 2			審查補	前助員	延べ出頭	数				1					9	ロリ成仏マノ打・				100	審査会に審査の申立てがあった
					法 人 3		経											回			(二) 管轄権な					(施行令20条2項)
申										•									1		1					
	資			• • •	2																					
立		請求をし被害者	た者・		3			備																		
	格	被音句 请 族 •			4		過																			
人		申立権な	き者・・		6	5		考																		
	弁		に .		有																					
	1	立代		300 00.00																						
(注)	この	)票中,「河	法」とは相	<b>负察審查</b>	会法を,	「施行	令」	とは検	察審	查会法施行令	をい	5.										<u></u>				(最刑一)